

# 鳥取県環境保全活動支援補助金の事務手続きについて

## 1. 県へ交付申請提出

(令和2年4月15日～5月10日 以降、令和3年2月まで毎月1日～10日)

○交付申請は、「とっとり電子申請サービス」により送信、  
もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。

○審査

(1)の受付期間内に適正に受理された申請は、審査会で審査の上、30日程度  
を目安に補助金交付の可否について、申請者へ通知します。

【審査項目】

実施体制、自主性・継続性、テーマ設定・実現性、補助金の用途、  
環境保全への寄与

## 2. 県から交付決定通知到着

○「交付決定」通知により正式に事業着手することができます。

## 3. 事業開始

※この補助金(交付金)においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

## 4. 事業完了

・※事業の完了とは、補助対象経費の支払いがすべて完了した日とします。

・※この補助金においては、完了届の提出は必要ありません。

## 5. 県へ実績報告書提出 (完了・廃止・中止から20日以内)

○実績報告は、「とっとり電子申請サービス」により送信、  
もしくは下記提出先を郵送又は持参してください。

※交付決定を受けた補助事業等の完了予定年月日の属する年度が終了したときは、  
補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日までに報告して  
ください。

### ◎補助金の支払い

※支払い時期や支払いに必要な提出書類については、交付決定通知又は、  
交付額の確定通知の際にお知らせさせていただきます。

資料提出・問い合わせ先

生活環境部 低炭素社会推進課

鳥取市東町一丁目220番地

電話 0857-26-7205

電子メール teitanso@pref.tottori.lg.jp